

參考資料

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例の制定について

1 条例制定の経緯

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成 14 年の 57,578 件をピークに減少し、平成 25 年は 23,399 件とピーク時と比較して約 6 割減少していました。一方、人口千人当たりの件数では、20 政令指定都市中ワースト上位で推移し、罪種別では窃盗犯が約 8 割と大半を占め、オートバイ盗、自転車盗、住宅侵入窃盗など市民生活に身近な犯罪が多発している状況にありました。

そのような福岡市の犯罪情勢及び防犯上の重点課題を踏まえ、平成 24 年度より、社会全体で防犯のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定める条例の検討に着手し、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（以下『条例』という。）」を、平成 26 年 4 月 1 日より施行しています。

2 条例の概要

条例では、**犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現**に関し、以下のような基本理念を定めています。

○ 基本理念

防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- ・市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。
- ・市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

また、この基本理念に基づき、市民、地域団体、事業者の役割、市の責務を定め、防犯のまちづくりを総合的・効果的に行うための推進本部の設置及び推進計画の策定を行ない、市の施策の基本的な事項を定めています。

○ 市民の役割

市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努める。

○ 地域団体の役割

地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努める。

○ 事業者の役割

事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努める。

○ 市の責務

市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施する。

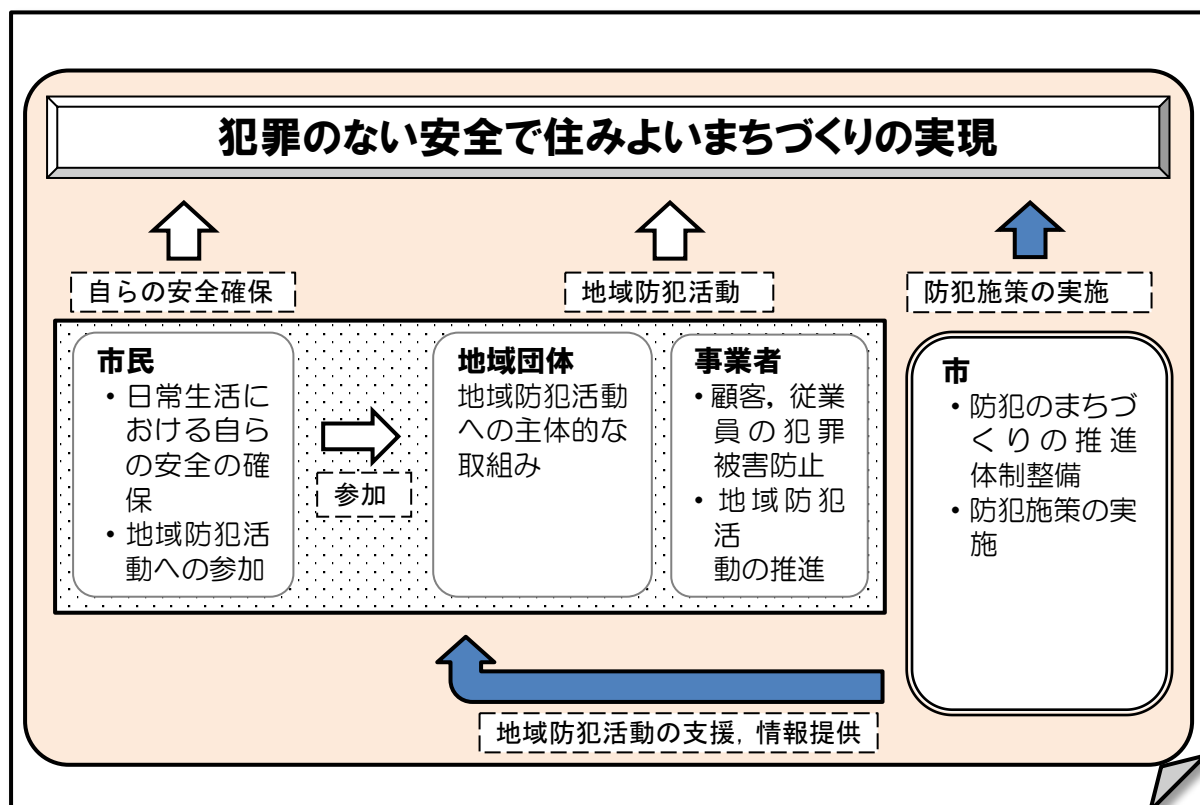
○ 推進本部・推進計画

防犯のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置する。

推進本部は、推進計画（「福岡市防犯のまちづくり推進プラン」）を策定し、進捗状況を管理する。

○ 市の施策の基本的な事項

- ・ 広報・啓発の実施
- ・ 地域防犯活動の支援
- ・ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保
- ・ サイバー空間における安全の確保
- ・ 地域の実情及び特性を踏まえた当該地域に必要な防犯施策の推進
- ・ 少年の規範意識の向上等に関する施策の実施
- ・ 非行を起こした少年の立ち直りの支援
- ・ 道路等（道路、公園、駐車場、駐輪場）、住宅、学校等について犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯環境設計指針の策定・公表の実施



3 条例制定までの経緯と制定に伴うプランの策定

福岡市内の刑法犯認知件数は、平成 14 年の 57,578 件をピークに減少傾向にありましたが、人口千人当たりの当該件数では、政令指定都市中ワースト上位で推移してきたことを踏まえ、平成 18 年 2 月に、地域や事業者、警察、市及び関係機関・団体との連携を図り、防犯に関する取組みを総合的かつ効果的に推進するため、「犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下『推進本部』という。）」を設置しました。

平成 19 年 2 月には、施策の基本的方向性を示し、達成すべき目標を定めた「犯罪のない安全で住みよいまちづくり活動プラン（平成 19～23 年度）」を策定するとともに、毎年度、推進本部において行動プランを策定しました。

平成 24 年度には 5 カ年の防犯施策の取組みを定めた福岡市の防犯に関する基本的な計画「福岡市防犯のまちづくり推進プラン（平成 24～28 年度）」を策定しました。

平成 26 年 4 月 1 日の条例の施行に伴い、条例に基づく「推進計画」として、平成 27 年度に「福岡市防犯のまちづくり推進プラン（平成 27～31 年度）」を策定しました。

以降、条例に定める基本理念に基づき、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に向けた具体的な施策を推進してきました。

福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例

平成 25 年 12 月 26 日

条例第 65 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現に関し、基本理念を定め、市民、地域団体及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、より多くの市民等の参加又は参画を得た地域防犯活動の活性化を図り、もって市民生活の安全の確保及び市民の安心感の醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域団体 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及び地域における犯罪のない安全で住みよいまちづくり（以下「防犯のまちづくり」という。）に関する活動（以下「地域防犯活動」という。）を行う N P O、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (3) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (4) 関係機関 防犯のまちづくりに関する施策（以下「防犯施策」という。）を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設その他これらに類するものをいう。
- (6) 少年 少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する少年をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 市民、地域団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、自らの安全は自らで守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもとに、地域防犯活動に主体的に取り組み、地域社会の絆の強化を図ること。
- (2) 市は、関係機関との連携のもと、市民等が行う地域防犯活動の促進を始めとした防犯施策を推進すること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、防犯のまちづくりについて理解を深め、日常生活において、自らの安全を確保するとともに、地域防犯活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第 5 条 地域団体は、市民の防犯意識の高揚に努める等地域防犯活動に積極的に取り

組むとともに、当該地域における地域社会の絆の強化を図るよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、その事業を行うに当たっては、従業員及び顧客等が犯罪の被害を受けないようにするための措置を講じるとともに、地域社会を構成する一員として地域防犯活動を推進するよう努めるものとする。

（市の責務）

第7条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、防犯施策を実施するものとする。

（推進本部）

第8条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するものとする。

（推進計画）

第9条 推進本部は、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進本部は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を聴くとともに、当該推進計画の策定等について公表するものとする。

3 推進本部は、推進計画に基づく防犯のまちづくりの進捗状況を管理し、当該進捗状況を公表するものとする。

（広報及び啓発）

第10条 市は、市民が防犯のまちづくりについて理解を深め、並びに地域団体及び事業者が行う地域防犯活動の積極的な取組みを促進するため、広報及び啓発を行うものとする。

（地域防犯活動の支援）

第11条 市は、市民等が地域の実情及び特性に応じた地域防犯活動に取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

（防犯上の配慮を要する者の安全の確保）

第12条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、子ども、高齢者その他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪の被害を受けないようにするための情報の提供、啓発その他必要な措置を講じるものとする。

（サイバー空間における安全の確保）

第13条 市は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等設置管理者」という。）及び事業者並びに関係機関との緊密な連携のもと、児童及び生徒に対する情報モラル教育（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方及び態度を身に

付けさせる教育をいう。)を行うとともに、市民がサイバー空間(情報通信技術を用いて情報がやりとりされるインターネットその他の仮想的な空間をいう。)を利用して行われる犯罪の被害を受けないようにするための広報及び啓発を行うものとする。

(地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進)

第14条 市は、市民等及び関係機関との連携のもと、地域の実情及び特性を踏まえ、当該地域に必要な防犯施策を推進するものとする。

(少年の規範意識の向上等)

第15条 市は、少年の非行を生まない社会の実現に向け、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、少年の規範意識の向上及び非行の防止を図るための措置を講じるものとする。

(非行を起こした少年の立ち直りの支援)

第16条 市は、学校等設置管理者、少年の保護者を始めとした市民及び地域団体並びに関係機関との緊密な連携のもと、非行を起こした少年の立ち直りについて支援するものとする。

(道路等における犯罪の防止)

第17条 市長は、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下「道路等」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(住宅における犯罪の防止)

第18条 市長は、住宅(共同住宅を含む。以下同じ。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 住宅の建築主、住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び住宅を所有し、又は管理する者(以下「建築主等」という。)は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、建築主等に対し、当該住宅の防犯性の向上のための情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(学校等における犯罪の防止)

第19条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等における乳児、幼児、児童及び生徒が犯罪による被害を受けないようにするための学校等の施設の構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

2 学校等設置管理者は、前項の指針を踏まえ必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(指針の公表)

第 20 条 市長及び教育委員会は、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び前条第 1 項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定は、公布の日から施行する。

(人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部改正)

- 2 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成 14 年福岡市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「ほか」の次に「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号）」を加える。

「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」設置要綱

(設置及び目的)

第1条 福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、市民、地域団体、事業者及び関係機関との連携のもと、福岡市における犯罪のない安全で住みよいまちづくり（以下「防犯のまちづくり」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 9 条の規定に基づく防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の策定及び変更、並びに進捗状況の管理等に関すること。
- (2) その他、前条の目的達成のため、本部長が必要と認める事業に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長および委員をもって構成する。

- 2 本部長は、福岡市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、福岡市議会議長、自治協議会会長代表、福岡県警察本部生活安全部長、及び福岡市副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長に事故ある時は、あらかじめその指名する副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長はその議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求めることができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の円滑な運営を図るために必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会には幹事長、副幹事長及び幹事を置く。
- 4 幹事長は市民局生活安全部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は福岡県警察本部犯罪抑止対策室長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

- 7 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長はその議長となる。
- 8 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外のものに会議への出席を求めることができる。
- 9 幹事会の会議は幹事の半数以上が出席しなければ、会議を開き議事を決することができない。
- 10 会議の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、市民局生活安全部に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

※別表第1及び第2については記載省略

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号）第17条第1項の規定に基づき、道路（注1）、公園（注2）、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、道路等における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について配慮し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

多くの人の目（視線）を自然な形で確保することにより、犯罪企図者（注3）が近づきにくい環境を確保する。

(2) まちに対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）

住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成し、施設等の維持管理や防犯活動を活発化するよう配慮し、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示し、住民による維持管理や防犯活動を踏まえた取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、計画上の制約、管理体制の整備状況、施設の利用状況、住民の要望等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 道路の構造、設備等

(1) 歩行者と車両の分離

道路の整備に当たっては、道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案して、必要に応じ、縁石等により歩行者と車両を分離すること。

(2) 照明設備

ア 道路構造、沿道状況等を勘案するとともに、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度（注4）を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(3) 地下道等

ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、通行人等の安全を確保するために必要な照度（注5）を確保するとともに、必要に応じ防犯ベル（注6）、防犯カメラ（注7）等の防犯設備の設置について配慮すること。

イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行うこと。ただし、当該防犯設備の設置・管理者が地下道等の管理者と異なる場合は、当該防犯設備の設置・管理者が管理することとする。

2 公園の構造、設備等

(1) 植栽

樹種の選定、配置、剪定等により、周囲からの見通しを確保すること。

(2) 遊具等

遊具その他の公園施設については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

(3) 照明設備

ア 夜間の通行又は利用が想定される場所においては人の行動を視認できるよう、光害及び周辺環境等に配慮しつつ、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(4) 便所

ア 便所については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

イ 夜間に利用できる便所においては、建物の入口付近及び内部において、夜間においての人の顔、行動を明確に識別できるおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

(5) 地域住民等との連携

公園の維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とす

るとともに、公園の周辺における地域住民等による防犯カメラ等の防犯設備の設置を認めるなど、公園利用者の防犯対策に配慮すること。

(6) その他

ア 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、当該防犯設備の設置・管理者が定期的に点検すること。

3 自動車駐車場の構造、設備等

(1) 柵等による区分

ア 自動車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、外部からの見通しができる構造とすること。

イ 屋内に設置される自動車駐車場にあっては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保すること。

(2) 照明設備

ア 一般公共の用に供する自動車の駐車場の用に供する部分の面積が 500 m²以上の地下又は屋内の自動車駐車場においては、駐車場の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、それ以外の駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自動車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

(3) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ及び防犯ミラーを設置すること。

イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。

ウ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検すること。

(4) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

4 自転車駐車場の構造、設備等

(1) 柵等による区分

ア 自転車駐車場の外周は、必要な広さを確保できる場合は、柵等により周囲と区分し、その設置に当たっては、メッシュ又は格子状のものを取り付けるなど、

外部からの見通しができる構造とすること。

イ 屋内に設置される自転車駐車場にあっては、地下に設置する場合を除き、可能な限り外部から見通すことができる構造とすること。

(2) 照明設備

ア 自転車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の地下又は屋内の自転車駐車場においては、駐車の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、それ以外の自転車駐車場においては、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。ただし、当該自転車駐車場の供用時間外において、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合は、この限りでない。

イ 照明設備は、周辺への光害にも注意して配置するとともに、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

(3) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラを設置すること。

イ 管理人がいない場合は、施設の規模等の必要性に応じて、入場者を管理するための防犯カメラを設置すること。

ウ チェーン用バーラック（注8）、サイクルラック（注9）の設置により、盗難防止に努めること。

エ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検すること。

(4) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 防犯施設を有している場合、出入口には、表示板等により、防犯設備を有している施設であることを表示すること。

（注1）「道路」とは道路法に規定する道路その他これに類するものをいう。

（注2）「公園」とは都市公園法に規定する都市公園その他これに類するものをいう。

（注3）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注4）「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

（注5）「通行人等の安全を確保するために必要な照度」とは、人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度をいう。地下道の利用形態により、必要な照度は異なり、地下横断歩道の通路は、50ルクス以上必要とし、また、地下街の各構えに接する地下道の非常用の照明設備は、10ルクス以上必要とする。

（注6）「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合におい

て、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注7)「防犯カメラ」は、「福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」等を踏まえ、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

(注8)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注9)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

この指針は、令和2年4月1日より施行する。

犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成 25 年福岡市条例第 65 号以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、住宅（一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。）をいう。以下同じ）の防犯性を向上させるに当たり配慮すべき事項を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

住宅における犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき、住宅の周辺地域の状況、入居者属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、住宅の防犯性の向上を図るものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲及び住戸内からの見通しを確保し、屋外に住民の目が自然に届くような環境をつくることにより、犯罪企図者（注 1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 居住者の共同意識の向上（領域性の強化）

居住者が帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理等により、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

塀、門扉等を設置し、犯罪企図者の侵入経路を制御することにより、犯罪企図者の犯行を物理的、心理的に断念させ、犯行の機会を減少させる。

(4) 部材、設備等の強化（被害対象の強化・回避）

犯罪企図者が住戸内へ侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓や扉にすることにより、犯行を断念させ、被害を回避する。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、条例第 18 条第 2 項に規定する建築主等に対し、住宅の防犯性を向上させるに当たり配慮すべき事項を示し、居住者による維持管理や防犯活動を踏まえた取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の快適性等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 防犯性の向上に配慮した企画・計画・設計の進め方

住宅を建築しようとする場合は、敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、基本原則（第1の2に掲げるものとする。）を踏まえた上で、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案しつつ、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、住戸計画、外構計画等を一体的に検討すること。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

1 一戸建ての住宅

(1) 玄関

ア 配置

(ア) 玄関は、道路からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 道路からの見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト（注2）等の防犯設備を設置するなど犯罪企図者の侵入防止に有効な対策を講ずること。

イ 扉の構造

玄関扉には、防犯建物部品（注3）等の扉、枠及び錠を設置すること。

(2) 勝手口

ア 配置

(ア) 勝手口は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合には、センサーライト等の防犯設備を設置すること。

イ 構造

勝手口の扉には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。

(3) インターホン及びドアホン

住宅内と玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置すること。

(4) 窓

ア 配置

(ア) 窓は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置し、居室や寝室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しを確保すること。

(イ) 道路又は周囲からの見通しが確保されない場合は、適当な場所にセンサーライト等の防犯設備を設置するなど、犯罪企図者の接近の抑止に有効な対策を講ずること。

イ 構造

犯罪企図者の侵入が想定される窓のうちバルコニー、庭等に面するもの以外の窓には、面格子等を設置すること。ただし、面格子等の設置が困難な場合は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス又は防犯センサー（注4）等の防犯設備を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(5) バルコニー

ア 配置

バルコニーは、縦どい（注5）、塀、樹木、車庫等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置すること。

イ 構造

(ア) 縦どい等がバルコニーに近接する場合には、面格子の設置などバルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) バルコニーの手すりは、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(6) 庭及び敷地内の空地

ア 配置

(ア) 庭及び敷地内の空地は、道路及び周囲からの見通しが確保された配置とすること。

(イ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

イ 構造

道路及び周囲からの見通しが確保できない場合には、砂利敷き又はセンサーライト等の防犯設備を設置するなどの対策を講ずること。

(7) 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

(8) 防犯センサー等

防犯センサー等の防犯設備を設置する場合は、道路及び周囲の状況や玄関、勝手口及び駐車場等の配置を考慮し、敷地内及び住宅内のそれぞれにおいて、犯罪企図者の侵入防止に有効な位置、機種等を検討して設置すること。

(9) 駐車場

ア 配置

駐車場は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 構造

(ア) 屋根を設置する場合には、侵入の足場とならない配置及び構造とすること。

(イ) 門扉等を設置する場合には、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(10) その他

ア 門扉を設置する場合には、門灯を設置するとともに施錠可能な構造とすること。

イ 縦どい、冷暖房機の室外機等の屋外付帯設備は、侵入の足場とならない位置に配置すること。

2 共同住宅

(1) 共同住宅における共用部分

ア 共用出入口

(ア) 共用玄関

- a 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路(以下「道路等」という。)からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 共用玄関以外の共用出入口

- a 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置すること。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(ウ) 共用出入口の照明設備

- a 共用玄関の照明設備は、その内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度(注6)、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
- b 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、人の顔や行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

イ 管理人室

管理人室を設ける場合には、共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

ウ 共用メールコーナー

(ア) 配置

- a 共用玄関にある共用メールコーナーは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

(ウ) 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。

エ エレベーターホール

(ア) 配置

- a 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

- b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 照明設備

- a 共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。
- b その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

オ エレベーター

(ア) 連絡及び警報装置

エレベーターのかご内には、犯罪発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴（すいめい）する装置を設置すること。

(イ) 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置すること。

(ウ) 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できるように、おおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

カ 共用廊下及び共用階段

(ア) 配置、構造等

- a 屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保された位置に配置すること。
- b 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置すること。
- c 各住戸のバルコニーや窓に近接する場合には、必要な箇所に面格子、柵等を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) 照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、人の顔及び行動を識別できるように、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

キ 屋上

- (ア) 屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除いて施錠可能なものとする。
- (イ) 屋上が住戸バルコニーや窓に近接する場合には、住民が避難するのに支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど侵入防止に有効な対策を講ずること。

ク 駐車場

(ア) 配置

- a 自動車駐車場（以下「駐車場」という。）は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 駐車場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。
- d 駐車場に屋根を設置する場合又は立体型の駐車場を設置する場合には、住棟への侵入の足場となることがないように、隣接する建物の窓、共用廊下及び共用階段までの距離を確保すること。

(イ) 構造

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

ケ 駐輪場

(ア) 配置

- a 自転車置場及びオートバイ置場（以下「駐輪場」という。）は、道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
- b 駐輪場を屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、内部を見通すことができる開口部を確保すること。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する対策を講ずること。

(イ) 構造

- a 駐輪場には、チェーン用バーラック（注7）又はサイクルラック（注8）を設置する等により、盗難防止に努めること。
- b 駐輪場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるように、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

コ 通路

(ア) 配置

通路は、道路又は周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

(イ) 照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。

サ 児童遊園、広場、緑地等

(ア) 配置

- a 児童遊園、広場、緑地等は、周囲からの見通しが確保された位置に配置

すること。

- b 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

(イ) 照明設備

児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できるよう、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものであること。

シ 塀、柵、垣等

塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならない構造とすること。

ス ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、周囲に延焼するおそれのない位置に配置し、又は周囲に延焼するおそれのない構造とすること。

セ 配管、縦どい、外壁等

配管、縦どい、外壁等は、上階及び居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにすること。

ソ 防犯カメラ

(ア) 設置

防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制等の在り方を併せて検討するとともに、記録装置を設置すること。

(イ) 配置等

防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯罪企図者の犯意抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。

(ウ) 照明設備

防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関し規定する各項目のほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保できるものとする。

タ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しを確保された位置、主要な動線上に配置すること。

(2) 共同住宅における専用部分

ア 住戸の玄関扉等の構造

玄関扉等には、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置すること。

イ インターホン及びドアホン（住戸玄関外側との通話等）

住戸内と住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置すること。

ウ 窓

(ア) 共用廊下に面する窓等

犯罪企図者の侵入が想定される共用廊下に面する窓、接地階住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓は、面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

(イ) バルコニー等に面する窓

犯罪企図者の侵入が想定されるバルコニー等に面する住戸の窓は、避難経路及び消防隊の非常用進入口の確保に支障のない範囲において、錠付クレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な対策を講じること。

エ バルコニー

(ア) 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した犯罪企図者の侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに近接する場合には、避難計画上支障のない範囲において面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な対策を講ずること。

(イ) 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、道路及び周囲からの見通しが確保された構造とすること。

(ウ) 接地階のバルコニー

専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入防止に有効な構造とすること。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「センサーライト」とは、夜間において人の動きを検知して点灯するライトをいう。

(注3)「防犯建物部品」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

(注4)「防犯センサー」とは、赤外線・振動などを検知することにより、光や音（警報）による威嚇、通報等を行うものをいう。

(注5)「縦どい」とは、屋根から地面まで垂直に取り付けた雨どいをいう。

(注6)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。

(注7)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注8)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有する

もので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。

犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号）第19条第1項の規定に基づき、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、乳児、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

2 防犯の基本原則

学校等における児童等の安全を確保するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、学校等の施設の設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目に自然に届くような環境を作ることにより犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 防犯意識の向上（領域性の強化）

学校等の管理者等の防犯意識の向上を図り、学校等の施設における環境の維持管理を行うことによって、犯罪の防止に配慮した領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

学校等の配置計画や動線計画の工夫等により、犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内等への接近や侵入を防ぐ。

(4) 部材や設備等の強化（被害対象の強化）

犯罪企図者が学校等の敷地内に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、犯罪企図者の犯行を断念させ、被害を回避する。

3 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すとともに、その取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、児童等の発達段階、地域の実情等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 学校等における児童等の安全確保

(1) 不審者の侵入防止対策の強化

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

ア 敷地内において死角となる場所が少なくなるような各建物等の配置計画とすること。

イ 職員室、事務室等の配置に当たっては、不審者の侵入防止、死角の排除、緊急時の即応等を可能にするよう配置すること。

ウ 敷地を柵等により区分するなど、隣接建物等からの侵入防止対策を行うこと。

エ 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施錠管理を行うこと。

オ 学校等の施設開放を行う場合は、開放部分と非開放部分とを明確に示すこと。

カ 来訪者を入口・受付に誘導する立札・看板を設置すること。

キ 来訪者にリボンや名札等の着用を要請すること。

ク 来訪者に対し声掛けを行うこと。

ケ 建物の配置上、やむを得ず死角となる場所については、定期的なパトロールの実施等の対応を取ること。

(2) 防犯カメラの設置

不審者の侵入防止や侵入者による犯罪の抑制等を目的とし、学校等や地域の状況により、記録装置を備えた防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラ作動中であることを表示すること。

(3) 通報システムの設置

ア 通報装置

緊急事態発生時に、校内各教室、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、学校等や地域の状況により、普通教室等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置すること。

イ 連絡設備

園内・校内の児童等、教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、学校等や地域の状況により、園内・校内連絡設備を整備すること。

(4) 設備・機器等の維持管理

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような設備・機器等の維持管理に努めるものとする。

- ア 校門、囲障、窓、出入口、錠
- イ 警報装置、通報機器、照明設備等

2 その他

学校等の施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくこと。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。